



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月9日金曜日 第2569号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 363

基本測量の実施の通知.....（道路維持課）... 364

公共測量の実施の通知.....（ " ）... 364

公共測量の終了の通知.....（ " ）... 364

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 364

土地改良区役員の住所の変更の届出.....（ " ）... 365

介護員養成研修事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 365

道路の区域変更（県道皿ヶ峰公園滑川線）.....（中予地方局管理課）... 365

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 365

土地改良区連合役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 365

道路の区域変更（県道宇和三間線外）.....（南予地方局管理課）... 365

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 366

告 示

○愛媛県告示第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター垣生店	松山市東垣生町104番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター	株式会社セブンスターほか1者	平成26年2月28日	平成26年4月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
セブンスター垣生店	松山市東垣生町104番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後10時	午後11時	平成26年6月1日	平成26年4月25日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成26年5月20日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市、宇和島市、八幡浜市、東温市、西宇和郡伊方町

○愛媛県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成26年5月1日から平成26年9月30日まで
- 3 作業地域 新居浜市全域

○愛媛県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛媛県東予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年12月9日から平成26年3月25日まで

3 作業地域 越智郡上島町岩城及び生名

○愛媛県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第二土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年5月9日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	神 野 和 男	西条市小松町新屋敷甲2552番地2
"	瓜 守 慎 吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
"	渡 部 一 太 郎	西条市小松町新屋敷甲2640番地1
"	大 谷 敦 則	西条市小松町新屋敷甲2836番地1
"	神 野 龍 則	西条市小松町新屋敷甲2546番地の5
"	谷 口 佳 史	西条市小松町新屋敷甲3089番地1
監 事	渡 部 勝 武	西条市小松町新屋敷甲2718番地1
"	神 野 茂	西条市小松町新屋敷甲2522番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	神 野 和 男	西条市小松町新屋敷甲2552番地2
"	高 橋 篤	西条市小松町新屋敷甲2531番地1
"	真 鍋 達 也	西条市小松町新屋敷甲2655番地2
"	崎 田 秀 夫	西条市小松町新屋敷甲3030番地2
"	大 谷 佳 弘	西条市小松町新屋敷甲2836番地2
"	谷 口 佳 史	西条市小松町新屋敷甲3089番地1
監 事	瓜 守 利 夫	西条市小松町新屋敷甲3016番地1
"	竹 村 儲 男	西条市小松町新屋敷甲2696番地第1

○愛媛県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三津屋土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成26年 5月 9日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布367番地 2	西条市周布402番地 1

○愛媛県告示第597号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成26年 5月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
有限会社ノリテック	松山市畑寺町丙68番地 1	介護職員初任者研修課程	平成26年 4月25日

○愛媛県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	皿ヶ峰公園滑川線	東温市滑川字川東甲1689番 2 から 同字甲1679番 2 まで	旧	メートル 3.6 ~ 5.8 4.0 ~ 10.8	キロメートル 0.085 0.090	
			新	4.3 ~ 8.2	0.085	

○愛媛県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ峰公園滑川線	東温市滑川字川東甲1689番 2 から 同字甲1679番 2 まで	平成26年 5月 9日

○愛媛県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予水土木改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年 5月 9日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 部 浩 一	八幡浜市向灘1761番地
"	山 本 睦 夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1
"	中 川 明	西宇和郡伊方町大浜380番地
"	森 口 信 一	宇和島市吉田町白浦2104番地 2

○愛媛県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2055番 3 から 同町則2051番 3 まで	旧	メートル 8.5 ~ 14.5	キロメートル 0.087	
			新	25.4 ~ 36.0	0.087	

"	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下481番地先から 同町宮野下465番 2 まで	旧	4.6 ~ 9.0	0.172	
			新	8.0 ~ 15.4	0.172	
"	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下496番から 同町宮野下583番地先まで	旧	3.8 ~ 5.8	0.077	
			新	4.2 ~ 31.0	0.070	

○愛媛県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2055番 3 から 同町則2051番 3 まで	平成26年 5 月 9 日
"	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下481番地先から 同町宮野下465番 2 まで	"
"	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下496番から 同町宮野下583番地先まで	"